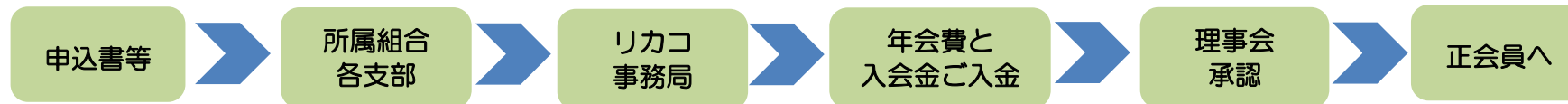


(一社) リフォームパートナー協議会 入会までの流れ



※国交省が定める国家資格に準ずる資格者が常勤している事業者は書面審査後、許可や資格など何もっていない事業者は現場審査後となります。

(一社) リフォームパートナー協議会 必要書類と義務講習 早見表

	必要書類	その他の要件	義務講習			レベルアップ講習
			A	B	C	
建設業許可業者	① 入会申込書(様式第1号) ② 誓約書(様式第2-1号) ※ 大規模修繕を請け負う場合は過去3年以内の大規模修繕の請負契約書の写し1部		入会前に受講 入会前または入会後B1年は年	入会后3年以内に受講	国土交通省の「住宅省エネ化推進体制強化事業」	積極的に受講すること
常勤の建築士、または建築施工管理技士がいる事業者	① 入会申込書(様式第1号) ② 誓約書(様式第2-1号)	なし				
国交省が定める国家資格者が常勤する事業者(※1)	③ 資格証のコピー					
国交省が定める国家資格に準ずる資格者が常勤している事業者(※2)	① 入会申込書(様式第1号) ② 誓約書(様式第2-1号) ③ 資格証のコピー ④ 元請リフォーム工事の見積書(直近年で金額が最大なもの) ⑤ 施工前・中・後の写真(見積書の現場のもの、なければ現場審査)	書面による審査	入会前に受講			
上記にいずれも該当しない事業者	① 入会申込書(様式第1号) ② 誓約書(様式第2-1号) ③ 元請リフォーム工事の見積書(直近年で金額が最大なもの) ④ 請負契約書または注文書・請書のコピー(見積書と同じ工事のもの) ⑤ 決算書(法人)または確定申告書(個人)のコピー(直近3年分。確定申告書は「営業」または「その他の事業」で申告したもの)	建築士による現場の審査 ★(※1)(※2)の資格を取得するよう努めること		入会后1年以内に受講		

(※1) 国交省が定める国家資格

1・2級(管工事・電気工事)施工管理技士、電気工事士、建築設備士、浄化槽設備士、電気主任技術者、電気通信主任技術者、給水装置工事主任技術者、消防設備士、液化石油ガス設備士、ガス消費機器設置工事監督者

(※2) 国交省が定める国家資格に準ずる資格

増改築相談員、リフォームに関する1・2級技能士、職業訓練指導員、マンションリフォームマネジャー